

進化する  
日本最大の  
ワイン産地



# 地理的表示「山梨」で

# 世界の「山梨」に



● 峡北エリア

- ・ヴィンテージファーム
- ・シャルマンワイン
- ・ドメヌ ミエ・イケノ
- ・ポーベイサージュ
- ・ミサワイナリー
- ・能見園河西ワイナリー
- ・サン・アーツ

● 峡西エリア

- ・富士屋醸造

● 峡南エリア

- ・楽園葡萄酒醸造場

● 峡中エリア

(下記参照)

● 郡内エリア

- ・甲府ワインポート
- ・ドメヌ・久
- ・サトヤ
- ・シャトー酒折ワイナリー
- ・信玄ワイン
- ・サントリー
- ・登美の丘ワイナリー
- ・敷島醸造
- ・シャトラーゼ
- ・ベルフォーレワイナリー

● 郡内エリア

- ・笹一酒造



山梨県でも最も多くのワイナリーが地域内に集積しているのが甲州市勝沼町。どこを歩いてもブドウ畑が広がる。

## 日本で一番ワイナリーが多い「山梨」

山梨県のワイナリー数は約80社。ワイナリーの数としては全国トップで、国内産ブドウで醸造されるワインの生産量でも全国トップだ。

山梨県には大手ワイナリーが全社揃う一方で、中規模から個人経営までさまざまな規模のワイナリーがある。

ワイナリーのタイプも、明治時代から脈々と続く老舗、農家が自分の畑のブドウを持ち寄って自家消費のワインを醸造していたブロックワイナリーの流れをくむところ、異業種からの参入、若い人が独立してつくったワイナリーなど多彩で、各ワイナリーがそれぞれに風土を生かした個性豊かなワインをつくる。

山梨というワイン産地は実に奥深い。

● 峡東エリア

- ・麻屋葡萄酒
- ・イケダワイナリー
- ・岩崎醸造
- ・牛奥第一葡萄酒
- ・塩山洋酒醸造
- ・大泉葡萄酒
- ・奥野田葡萄酒醸造
- ・甲斐ワイナリー
- ・柏和葡萄酒
- ・勝沼醸造
- ・勝沼第八葡萄酒
- ・機山洋酒工業
- ・Kisvin Winery
- ・錦城葡萄酒
- ・くらむぼんワイン
- ・グランボレー
- ・勝沼ワイナリー
- ・グレイスワイナリー
- ・(中央葡萄酒)
- ・五味葡萄酒
- ・シャトー勝沼
- ・シャトージュン
- ・シャトー・メルシャン
- ・シャトラーゼ
- ・ベルフォーレワイナリー
- ・勝沼ワイナリー
- ・蒼龍葡萄酒
- ・ダイヤモンド酒造
- ・東夢
- ・原茂ワイン
- ・菱山中央醸造
- ・フジッコワイナリー
- ・まるき葡萄酒
- ・マルサン葡萄酒
- ・丸藤葡萄酒工業
- ・マンズワイン勝沼ワイナリー
- ・盛田甲州ワイナリー
- ・大和葡萄酒
- ・ロリアンワイン白百合醸造
- ・旭洋酒
- ・金井醸造場
- ・サントネージュワイン
- ・三養醸造
- ・四恩醸造
- ・鶴屋醸造
- ・東辰洋酒
- ・日川葡萄酒醸造
- ・八幡洋酒
- ・山梨発酵工業
- ・新巻葡萄酒
- ・アルプスワイン
- ・北野呂醸造
- ・スズラン酒造工業
- ・ニュー山梨ワイン醸造
- ・日川中央葡萄酒
- ・笛吹ワイン
- ・本坊酒造
- ・山梨マルスワイナリー
- ・南アルプス
- ・ワインアンドピバレッジ
- ・モンデ酒造
- ・八代醸造
- ・矢作洋酒
- ・ルミエールワイナリー



## 日本のワイン造りは山梨から始まった



山梨では明治時代からワインが造られていた。

山梨県は日本におけるワイン醸造発祥の地。その歴史は明治時代にまでさかのぼる。最初にワインが醸造されたのは明治3年。なんと、明治10年には本場のワイン造りを学ぶため青年2人をフランスに留学させている(244ページ「山梨県ワイン産業の発達史」参照)。

山梨県がブドウ・ワイン産地として発展したのは、地形や気候が穀物の栽培に不向きで、ブドウには適していたから。ブドウ栽培の広がりとともに、余剰ブドウを使ったワイン醸造も盛んになり、栽培と醸造は二人三脚で主要産業として発展してきた。

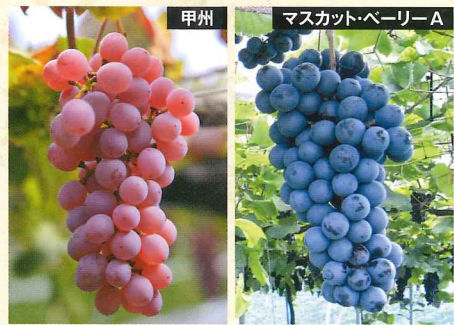
政府や県、市町村も明治時代から法的整備や資金支援、品種改良の研究開発などでブドウ・ワイン産業を育成し、日本一のワイン産地が形成された。



## 甲州、マスカット・ベリーAも山梨が日本一

日本の個性を表現する日本独自のブドウとして熱い注目をあびているのが、白ワイン用の甲州と、赤ワイン用のマスカット・ベリーA。甲州は2010年、マスカット・ベリーAは2013年にO.I.V.に品種登録されたので、輸出するときラベルに品種を表示することができる。

山梨県は、この2品種の出荷量でも日本一。甲州は全国の95%以上、マスカット・ベリーAも60%以上のシェアを誇る。



## 海外でも甲州ワインの知名度を上げる

EUへの輸出実績は年々上がっており、日本の甲州は世界の舞台に大きく飛躍している。

欧州での試飲会でも甲州は「低アルコールで体にやさしい」「繊細でピュア」と好評。

## 日本ではじめて

## 地理的表示が可能になった山梨

2013年7月、「山梨」という地理的表示が日本ではじめて国に認められた。

地理的表示とは、ワインでいえば「ボルドー」や「ブルゴーニュ」のように、生産された地域を表示するもの。ボルドーやブルゴーニュと聞けば、それぞれのワインのタイプや品種のイメージが思い浮かぶように、土地や風土によってつくられる個性を反映した生産物を地域の財産として認め、産地の表示を法的に認めるのが地理的表示だ。国際的には、地理的表示は「知的所有権」と考えられている。

日本で地理的表示を認めるのは、酒類の監督官庁である国税庁。「山梨」の地理的表示が認められたのは、古くから国内ナンバーワンのワイン産地であり、歴史・風土を表現したワインの品質が高く評価されたからだ。

## 国産ワインコンクールは山梨で開催される

全国のワイナリーが8月の審査結果発表に一喜一憂する国産ワインコンクールは、日本最大のワイン産地・山梨県で行われる。国産ブドウ100%で造られたワインを対象とした日本で唯一のコンクールで、2003年から毎年開催。

受賞ワインは世界の在外公館の公式行事などに提供され、海外における日本ワインの認知度を高めるのに一役買っている。



審査は外国人を含む25名で行う。



## 和食に合うには理由がある

甲州種のワインは酸が控え目なので、和食の調味料や生魚の味に寄り添える。生ガキにはシャブリが合うとよく言われるが、実際に合わせてみれば甲州が実によく合う。

マグロやカツオの刺身にも合うが、これは海外のワインに多く含まれる鉄分が山梨のワインには極端に少ないから。鉄分が多いと魚介の脂質の酸化が促進されて生臭みの原因となる物質が発生するんだそう。

ちなみに、山梨県は海なし県でありながらマグロの消費量は全国第2位(1位は静岡県)。寿司屋の数は全国1位。そしてもちろん、ワインの消費量も全国1位。







# 【山梨】は日本で唯一、法的に認められたワイン産地

## 国が正式に認めたワイン産地

日本のワイン産地として聞いて誰もがまっさきに名前をあげるの、言うまでもなく山梨県。ワイン造りの歴史は最も古く、国内産ブドウによるワイン生産量は常に首位。風土を表現すべく造り手が醸すワインの品質はめきめきよくなり、特産の甲州種のワインは海外でも知名度を上げている。こうした産地の力を認め、2013年7月、国税庁はワイン産地としての地理的表示「山梨」を指定した。国がワイン産地の地理的表示を認めるのはこれが初めてで、「山梨」は正式に国が認めるワイン産地となった。

## 地理的表示ってなに？

地理的表示とは「ボルドー」や「シャブリ」などのように、品質や評価の高さがその土地に由来する場合に原産地を特定した表示をすること。WTO(世界貿易機関)の加盟国は地理的表示を知的所有権と認めそれぞれの国で法制化することで合意している。日本においてワイン産地の地理的表示を法制化し指定を行うのは国税庁。国税庁の指定は国際的に通用し、指定した地理的表示は国際的に保護される。つまり、地理的表示「山梨」は国際的なブランドとなり、他国がワインに「山梨」や「山梨風」といった表記を使うことはできなくなったのだ。

## 「山梨」と表示できるワイン

「山梨」の意味する産地の範囲は山梨県全域。「山梨」の地理的表示はEUのAOP(保護原産地呼称ワイン)やIGP(保護地理的ワイン)と同じように、地域を限定するだけでなく、産

地としてのステータスを守るために品種などの生産基準を設けている(下表参照)。

これらの基準をクリアしたワインは官能検査を受け、合格して指定を受ければラベルに「山梨」と表示できるようになる。指定を受けていないのに「山梨」と表示するのは法律違反。最悪の場合は酒造免許取り消しとなる。

## 審査をするのはだれ？

地理的表示「山梨」を申請したワインの審査は、5月を除いて毎月、山梨県ワイン酒造組合が行っている。同じ銘柄のワインであっても審査は瓶詰め時のロットごとに行い、ワインの品質は厳格に管理される。

地理的表示「山梨」の官能検査の特徴は、山梨県ワイン酒造組合の技術部会のスタッフや山梨県ワインセンター、東京国税局鑑定官室鑑定官など、技術者が行っている点。そこがワインの嗜好的な部分を評価するコンクールとは異なるところで、醸造的な欠点がないかどうか、市場に出せる一定水準に達しているかどうかを鑑定のポイントとなる。

## 「山梨」の表示方法

地理的表示「山梨」のラベル表記は日本語または英語をもって表記する。たとえば次のような表現だ。

地理的表示「山梨」

Produce of YAMANASHI Japan

GI YAMANASHI

ちなみに、「山梨」の表示が法的に規制されるのは、ワインにかかるものに限定され、ブドウにかかる表現は規制の対象外。たとえば、指定を受けていなければ「山梨産ワイン」という表記はできないが、「山梨県産ブドウ使用」なら許される。

## 地理的表示で何が変わる？

一番わかりやすい例が輸出する際のラベル表記。EUのように厳格なワイン法がある地域では、外国のワインであってもそれに従う必要があり、かつては日本ワインは地理的表示のないテールワインの扱いだったが、現在は地理的表示「山梨」の指定を受けたワインについてはEUにおいても地理的表示が可能となっている。

もちろん国内でも地理的表示が広く知られるようになれば、山梨県はレベルの高いワイン産地として大きなブランド力を持つことになる。造り手たちの、そしてブドウ農家の努力が、地理的表示ができるワイン産地という新しいステージで次の時代を作っていくのだ。

## 地理的表示【山梨】の生産基準

### ●原料ブドウについて

- 山梨県で栽培されたブドウを100%使っていること。
- ブドウ品種は甲州種、ヴィニフェラ種(欧州系ワイン専用種)、その他の品種(マスカット・ペーリーA、ブラック・クイーン、ペーリー・アリカントA、甲斐ノワール、甲斐ブラン、サンセミヨン、テラウエア)に限る。
- 最低果汁糖度は甲州種14.0度以上、ヴィニフェラ種18.0度以上、その他の品種16.0度以上の原料を使用していること。ただし、気象条件に恵まれない年は1.0度下げる。

### ●醸造について

- 山梨県内で醸造、容器詰めしたワインであること。
- 品種名を表示する場合は甲州については100%使用であること。甲州以外は75%以上であること。(国産ワインの表示に関する基準に則る)
- アルコール度数は辛口が8.5%以上、甘口が4.5%以上。
- 補糖したワインのアルコール%は14.5%以下とする。アルコール添加は禁止。

### ●審査

- 官能検査の前に分析値(比重、アルコール度、エキス分、総酸、揮発酸、総亜硫酸)やその他の事項の審査を行う。
- 官能検査を実施し合否を判定する。





# Interview

**ワ**インは国際的な商品ですから、国際的な評価を必要とします。日本国内にはすでに原産地呼称の制度がいくつかありますが、地理的表示「山梨」がそれらと異なるのは「国」が認めた法的根拠のある制度だということです。世界にはEUのAOPやIGPといった地理的表示がありますが、「山梨」はその仲間入りをしたんです。日本ワインは世界でまだそれほど有名ではありませんが、地理的表示の存在が間違いなく日本の評価を高めていくことになるでしょう。

でも、この制度を一番知って欲しいのは日本の消費者の皆さんです。山梨産ワインのラベルを見たら、ワインを表すことばに「山梨」あるいは「Yamanashi」といった表示があるかどうかチェックしてみてください。2013年7月以降は審査を受けたワインしか使えない表示です。そして、造り手の我々は「山梨」の信頼を高めるワインを造るべく努力する。産地の力を強めていき、いずれは畑の表示ができるようなワイン産地にするのが私の夢です。

## 松本信彦

山梨県ワイン酒造組合 副会長  
マンズワイン株式会社常任顧問



## 有賀雄二

山梨県ワイン酒造組合 副会長  
勝沼醸造株式会社社長



**日**本ではワイン法の整備が遅れていますが、山梨県は先進的なワイン産地として一歩先を進んでいくべきで、全国に先がけて地理的表示を実現させたのは意義のあることです。

山梨県はワイン産地としての優位性を持っています。1000年以上の歴史を持つ日本固有のブドウ品種・甲州が根づいた土地でもあります。「山梨」の地理的表示は、山梨が誇る甲州を守り、山梨のワインの品位を保ち、山梨の認知度を高めるしくみができたということに他なりません。我々造り手はこの意味を理解し、産地の個性を表現するよりよいワインを造ることで山梨という産地をアピールしていかなければなりません。

私のワイナリーではほぼ全量が「山梨」の地理的表示の条件をクリアしています。地理的表示の申請は瓶詰めごとに行うので、申請のタイミングと業務計画をすり合わせていかなければなりません。産地を支えるためには必要なことです。産地を守ることで山梨のワインが未来につながるのですから。



## 地理的表示「山梨」

## 地理的表示「山梨」で世界の「山梨」に

**地**理的表示は世界的に確立した一つのステータスです。地理的表示があるとなしではワインの評価はまったく異なります。日本にはまだワイン法がありませんから、国が認めたワイン産地の地理的表示は外国から見ればワイン法になり、その内容もEUからはEU法に近いと高く評価されました。地理的表示は山梨のブランディング活動にとって強力なツールになります。「山梨」が指定されると海外に伝わるやいなや、早速ボルドーにあるメドック博物館から「ワイン産地山梨の映像を収蔵したい」という依頼があり、その効果を確信しました。山梨が一丸となって地理的表示を活用していけば、「山梨」もブランド化して「ボルドー」などと同じように知名度のあるワイン産地になります。

「山梨」の表示のあるワインはすべて審査を受けており、消費者には安全安心のイメージを抱いて頂けます。さらに

造り手が切磋琢磨することで、山梨のワインの魅力と真価を知って頂ける。それこそが地理的表示に込めた願いです。

## 齋藤 浩

山梨県ワイン酒造組合 会長  
メルシャン株式会社生産 SCM 本部長付  
キヤター・メルシャン駐在



## 三澤茂計

山梨県ワイン酒造組合 副会長  
中央葡萄酒株式会社社長



**P**roduce of France」  
「Produce of Bordeaux」  
と書かれた2本のワインがあっ

たら、どちらを選びますか？ もちろん後者ですね。産地が明確に書かれているワインほど価値が高い。それが、ワインに対する国際的な評価です。

「山梨」の表記にも同じ価値があります。国内外を問わず、基準をつくって保護するのは産地だけではありません。信頼してワインを買えるという消費者にとっての価値も保護されることになるんです。

これからは海外のワインが日本に入ってくるだけでなく、日本のワインもどんどん世界に出ていくようになるでしょう。EUのようにワイン法があるところでは外国のワインであってもその法律が適用され、法的に定められた産地しかラベルに表示できませんが、日本で初めて法律で定められたワイン産地「山梨」なら表記することができます。国際的に「山梨」という産地の価値を多くの人に認めてもらえるようになることに、地理的表示の大きな役割があるといえるでしょう。



資料

# 山梨県 ワイン産業の発達史

資料提供：山梨県ワイン醸造組合

## History



奈良時代(718) ●僧行基が甲斐国(現山梨県)の東部でブドウ栽培を奨励(伝説)。

平安時代(1186) ●甲斐の国祝村(現甲州市勝沼町)の雨宮勘解由が道端に自生する甲州ブドウを発見(伝説)。

明治元(1868)年 ●甲斐国が廃藩置県により甲府県となり、まもなく「山梨県」となった。

明治3(1870)年秋 ●甲府広庭町の山田宥教(やまだひろのり)と八日町の託問憲久が共同でワイン、ブランドーの醸造を始める。

明治7(1874)年 ●府県別物産表によると、山梨県で白ぶどう酒4石8斗(約900リットル)、赤ぶどう酒10石(約1800リットル)を生産した記録がある。同年頃、横浜方面へぶどう酒を出荷する。

明治10(1877)年3月 ●「山梨県立葡萄酒醸造所」完成。総工費1万5千円。

明治10(1877)年8月 ●藤村紫朗(県知事)の肝いりにより、内田作右衛門、雨宮彦兵衛、土屋勝右衛門、宮崎市左衛門らが発起人となり、民間会社「大日本山梨葡萄酒会社(通称祝村葡萄酒会社)」設立。

明治10(1877)年8月 ●第1回国内勲業博覧会が開催され、山梨県からブドウ、ワイン、ブランドー等を出品。

明治10(1877)年10月 ●大日本山梨葡萄酒会社の高野正誠と土屋龍憲をブドウ栽培とワイン醸造の勉強のためフランスに派遣。

明治12(1879)年5月 ●高野正誠、土屋龍憲がフランスから帰国。同年、第日本葡萄酒会社は欧州種のブドウ苗木を移植するが失敗。米国種のコンコード、アジロンダックなどの導入を図る。同社のぶどう酒生産高2.7キロリットル。

明治13(1880)年3月 ●大日本山梨葡萄酒会社は米国種のイサヘラ、コンコード、カトーバのブドウ苗5000余本を植栽。同社のぶどう酒生産高5.4キロリットル。

明治15(1882)年3月 ●祝村(現甲州市勝沼町)の雨宮伝兵衛らが野州葡萄酒会社を設立。山梨のブドウ栽培面積は118haとなる。同年フィロキセラが付着した米国種のブドウ苗木が国内に輸入される。

明治25(1892)年4月 ●宮崎光太郎が独立して「大黒葡萄酒株」を創立。

明治25(1892)年5月 ●英村(現御坂町)の宮川茂作が祝村でぶどう酒醸造場を始める。

明治29(1896)年 ●酒造税法、混成酒税法、自家用酒税法が施行され、模造ワインの製造は制限を受ける。

明治42(1909)年 ●今井精三が「サトヤ洋酒店」を開店。

大正元(1912)年5月 ●登美農園(1909年開園)が完成。

大正2(1913)年 ●猛威をふるうフィロキセラ撲滅のため免疫台木試験が始まり、同3年にフィロキセラ免疫性台木のイブリード、ノンなど7品種を米国より輸入し全国主産地に配付する。同年7月第1次世界大戦勃発。

大正12(1923)年 ●関東大震災が起る。

昭和元(1926)年10月 ●ブドウに付くボルドー液の銅が残留問題になる。

昭和5(1930)年9月 ●サトヤ醸造場が本格的にワイン醸造に着手。この年豊作であったが、価格が暴落し「豊作飢饉」と言われた。また、この年県内のワイン醸造場は1088場に増加する。

昭和5(1930)年 ●山梨県醸造研究所(1929年設置)がワインの研究、指導に本格的に着手。

昭和14(1939)年 ●山梨県のワイン醸造場数は3694場となり史上最高に達する。同年9月ドイツ軍ポーランドに侵攻し第2次世界大戦始まる。

昭和15(1940)年5月 ●山梨県農業試験場園芸分場にワイン醸造用品種選抜圃場を設置する。サトヤ醸造場が宮内庁にワインの納入を始める。

昭和19(1944)年4月 ●酒税法改正、酒税が庫出し税1本となる。一方ワインの醸造が奨励されたため、成製量は149醸造場で11566キロリットルを記録した。

昭和22(1947)年4月 ●独占禁止法が成立。制定された「独占禁止法」による民間団体のカルテルの禁止や「閉鎖機関令」によって酒類業団体は閉鎖機関となった。

昭和22(1947)年4月 ●山梨工専(現山梨大学)で醸造化学の講座が始まる。

昭和26(1951)年 ●全国のワイン醸造数量6191キロリットルのうち山梨県が1771キロリットルで全国トップであり、28.6%のシェアを占めた。

昭和30(1955)年4月 ●山梨県果実酒造組合が設立認可(昭和30(1955)年4月4日付)される。

昭和30(1955)年6月 ●山梨県果実酒造組合が戦後初の第1回葡萄酒品評会を開催。

昭和32(1957)年4月 ●山梨大学工学部に醸造生産学科が新設され、ワイン醸造の研究開発、技術者育成が本格化する。

昭和36(1961)年5月 ●三楽酒造(株)と日清醸造(株)が合併し三楽(株)メルシャン勝沼ワイナリーが発足。

昭和37(1962)年7月 ●オーシャン(株)と三楽酒造(株)が合併して三楽オーシャン(株)となる。

昭和38(1963)年3月 ●(株)寿屋がサントリーと改称。同年4月合同酒精(株)が日本葡萄酒(株)の工場を買収し甲府工場となる。

昭和39(1964)年3月 ●マンズワイン(株)勝沼工場オープン。

昭和42(1967)年6月 ●県と果実酒造組合の共催により坂口謹一郎東大教授を審査委員長とする第1回山梨県葡萄酒鑑評会を開催。(現在も年1回実施)

昭和43(1968)年4月 ●山梨県醸造試験所が山梨県食品工業指導所に改称。

昭和47(1972)年12月 ●マンズワイン(株)が「夫婦でワイン」キャンペーン。

●TVCMが本格化、ワインの消費量、出荷量とも前年比30%以上増加。第1次ワインブームと呼ばれる。



- 昭和48(1973)年
  - ワインの消費量が前年比16.2%の1万4545キログラムとなり、ワイン元年と称される。
- 昭和49(1974)年10月
  - 山梨県が山梨県立ワインセンターを設置。
  - 併せて中小メーカーの技術向上のためワイン重点指導工場制度を策定。
- 昭和53(1978)年
  - 地ワインブームと若者のファッションとして愛飲されたことにより、第2次ワインブームといわれる。
- 昭和54(1979)年8月
  - 勝沼町がワイン原産地認定制度を条例化。
- 昭和56(1981)年
  - 1.8リットル瓶の売れ行きが伸び、ワインが大衆化。
  - 第3次ワインブームといわれる。
- 昭和60(1985)年8月
  - 「ワイン表示問題検討協議会」が設置される。
- 昭和61(1986)年
  - 山梨県果実酒造組合により「山梨新酒祭り」を甲府市内の岡島テニスコートで開催。
- 昭和62(1987)年11月
  - 「甲州」の栽培が800年を迎え、日ぶどう大学、日ワイン大学、シンポジウムを取り入れた「甲州ぶどう栽培800年祭」を開催。
- 昭和63(1988)年11月
  - 山梨県果実酒造組合は東京・日比谷公園にて「第1回山梨新酒祭り」を開催。入場者数2500人。
- 昭和63(1988)年12月
  - 山梨県果実酒造組合事務所が山梨県・甲府国中地域地場産業振興センター(甲府市東光寺3-13-25)に移転。
- 昭和63(1988)年
  - 課税数量が国産ワイン6万2000キログラム(前年比106%)、輸入ワインが4万4000キログラム(前年比118%)と全体で10万6000キログラムとなり、初めて10万キログラムの大台を突破。
- 平成元(1989)年
  - 昭和天皇が昭和64年1月崩御され、皇太子明仁親王が即位する。元号が「平成」となる。
- 平成3(1991)年11月
  - 山梨県果実酒造組合が「第4回山梨新酒祭り」として東京・日比谷公園、甲府・小瀬スポーツ公園、甲府駅北口構内で利き酒会を実施する。
- 平成6(1994)年6月
  - 山梨県果実酒造組合の名称を変更。山梨県ワイン酒造組合とする。
- 平成8(1996)年4月
  - 甲州ワインキャンペーンの実施。JR中央線・身延線車両両広告、新聞広告、ワインマップの作成。平成20年まで継続。
- 平成8(1996)年10月
  - 山梨ワインセミナーの実施(於東京都内・甲府市内、山梨大学と共催)。
- 平成9(1997)年6月
  - 山梨県ワイン酒造協同組合が設立。同意者47社が参加。
- 平成10(1998)年
  - 第5次ワインブーム。ワイン中のポリフェノールが健康、とくに心臓疾患により「フレンチパルドックス」の学術的な検証もあつて過熱化。
- 平成12(2000)年7月
  - 山梨県産ワイン統マーク制度をスタート。「産地を認識できる統マーク」を制定し、山梨県産ワインの一層の定着と消費拡大を図る。
- 平成15(2003)年4月
  - 山梨県が提案していた「ワイン産業振興特区」が認定される。
- 平成15(2003)年7月
  - 「第1回国産ワインコンクール」(主催 国産ワインコンクール実行委員会が甲府市で開催される。国産ワインコンクールがスタートする。
- 平成16(2004)年2月
  - 東京都港区麻布の「山梨県東京物産センター」が中央区日本橋へ移転し、「富士の国やまなし館」としてオープンし、県産ワインのアンテナショップが始動。
- 平成17(2005)年3月
  - 山梨県と山梨大学が「包括的連携に係る協定」を締結。

- 平成17(2005)年3月
  - 山梨県ワイン酒造組合設立50周年となり記念式典の実施。
- 平成17(2005)年7月
  - 未成年者飲酒防止キャンペーンの実施。
- 平成18(2006)年1月
  - 日本ワイナリー協会、道産ワイン懇談会、山形県果実酒造組合、山梨県ワイン酒造組合、長野県ワイナリー協会のワイン生産者の5団体で構成するワイン表示問題検討協議会が「国産ワインの表示に関する基準」を改正し、「国産ワインの表示に関する自主基準」を施行。
- 平成18(2006)年6月
  - 葡萄酒技術研究会50周年記念事業の実施。
- 平成19(2007)年4月
  - 山梨県ワイン鑑評会・市販果実酒持寄鑑評会の実施。
- 平成20(2008)年4月
  - 第38回山梨県ワイン鑑評会の実施。
- 平成20(2008)年6月
  - 未成年者飲酒防止キャンペーンの実施。
- 平成20(2008)年11月
  - 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行」55周年記念式典の実施。
- 平成20(2008)年11月
  - 山梨県ワイン酒造組合主催の「山梨新酒まつり」を「山梨ヌーボーマつり」に呼称変更。
- 平成20(2008)年11月
  - 中国における商標登録(山梨、勝沼問題)が起る。
- 平成21(2009)年8月
  - 横内山梨県知事ソムリエドナルド・就任。
- 平成21(2009)年9月
  - サントリー(株)100周年。
- 平成22(2010)年3月
  - やまなしブランド食肉マッチングフェアの開催。
- 平成22(2010)年4月
  - ブドウ品種「甲州」がO・V「国際ブドウワイン機構」(本部・パリ)にリスト記載される。
- 平成22(2010)年12月
  - 東京・日本橋に富士の国やまなし館レストラン「Y・wine」オープン。
- 平成23(2011)年5月
  - ワインチャレンジシンポジウムの開催(東大)。
- 平成23(2011)年9月
  - 収穫前のブドウの放射能検査実施(未検出)。
- 平成24(2012)年7月
  - 「第10回国産ワインコンクール」の「甲州」カテゴリにおいて9アイテムが金賞受賞。甲州ワインの大きな飛躍が話題になった。
- 平成24(2012)年9月
  - 好天が続き10年来のすばらしいブドウ品質の年となり、ワインも高品質なできばえとなる。
- 平成24(2012)年11月
  - 「第25回山梨ヌーボーマつり」を東京・日比谷公園、甲府・小瀬スポーツ公園、大阪・阪神百貨店で開催。日比谷会場では横内県知事を招き、第25回記念セレモニーの実施。
- 平成24(2012)年11月
  - 第1回山梨県醸造用ブドウ品質検討会を開催する。
- 平成25(2013)年1月
  - 平成24年度仕込みワインの放射能検査を全社について実施(未検出)。
- 平成25(2013)年3月
  - 山梨県ワイン酒造組合は「地理的表示」指定の国税庁申請に向けて、組合員から法律となる基準について確認書を取り、同年3月14日(木)に臨時総会を開催し、申請書提出について満場一致で同意。
- 平成25(2013)年6月
  - ブドウ品種「マスカット・ベリーA」がO・V「国際ブドウワイン機構」(本部・パリ)にリスト記載される。
- 平成25(2013)年7月
  - 国税庁がワインについて地理的表示「山梨」を指定。